

奈良市公報

第 2 6 1 号

平成22年10月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 1
- 予防接種の実施の一部改正…………… 2
- 一般競争入札の実施…………… 2
- 総合評価落札方式一般競争入札の実施…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了…………… 5
- 市有財産の公売…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 指定管理者の公募…………… 8
- 差押調書の公示送達…………… 9
- 差押解除通知書の公示送達…………… 9
- 都市計画下水道の変更…………… 9
- 都市計画生産緑地地区の変更……………10
- 放置自転車等の保管……………10
- 住居番号の設定……………10
- 地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧（2件）
……………10
- 奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集……………11
- 開発行為に関する工事の完了……………11
- 放置自転車等の保管……………11
- 開発行為に関する工事の完了……………11
- 放置自転車等の保管……………11
- 放置自転車等の処分……………12
- 住民票の職権消除……………12
- 平成22年度奈良市一般会計補正予算等の要領……………12
- 放置自転車等の保管……………16
- 奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー整
備費補助金交付要綱……………16

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
帝塚山幹線-37	奈良市帝塚山西二丁目1412-2	奈良市帝塚山西二丁目1412-368
鶴舞東幹線-83	奈良市学園朝日町590	奈良市学園朝日町589-1
押熊第2幹線-70	奈良市押熊町845-3	奈良市押熊町835-2
水門幹線-4	奈良市芝辻町543-4	奈良市芝辻町376-5
藤原幹線-61	奈良市藤原町158	奈良市藤原町159
藤原幹線-62	奈良市藤原町573	奈良市藤原町588

- 奈良市景観修景助成事業補助金交付要綱……………23
- 一般競争入札の実施……………24
- 総合評価一般競争入札の実施（3件）……………25
- 開発行為に関する工事の完了……………31

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施……………31
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………32
- 一般競争入札の実施……………32

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………33

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………34

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………34

告 示

奈良市告示第435号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成22年9月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年9月1日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成22年9月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市帝塚山西二丁目、学園朝日町、押熊町、芝辻町、藤原町、鹿野園町、白毫寺町、神殿町及び今市町の各一部

藤原幹線－63	奈良市藤原町580	奈良市藤原町579－2
北永井幹線－327	奈良市鹿野園町454－1	奈良市鹿野園町450－11
北永井幹線－328	奈良市鹿野園町454－1	奈良市鹿野園町671－1
北永井幹線－329	奈良市鹿野園町676	奈良市鹿野園町671－4
北永井幹線－330	奈良市鹿野園町450－10	奈良市鹿野園町454－1
北永井幹線－331	奈良市白毫寺町22－2	奈良市白毫寺町22－3
明治幹線－250	奈良市神殿町587－5	奈良市神殿町587－1
今市幹線－65	奈良市今市町573－1	奈良市今市町567－4
今市幹線－66	奈良市今市町556－2	奈良市今市町543－7
今市幹線－67	奈良市今市町567－1	奈良市今市町569

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成22年9月1日掲示済)

奈良市告示第436号

平成22年奈良市告示第171号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成22年9月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成22年9月1日掲示済)

奈良市告示第437号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年9月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
あやめ上池水辺遊歩道整備工事（2工区）ほか26件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)
 - (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定

値に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
- (7) 平成22年8月31日をもって、入札参加停止期間の軽減となった者は、コンプライアンス遵守の誓約書を入札参加時に提出すること。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。（電子入札参加に必要な資格）

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
告示日から平成22年9月6日までは閲覧コーナー、同月7日以降は契約課窓口

4 開札の場所

奈良市役所 入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定

の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接総務部契約室契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
 - ケ 入札書の日付が開札日でない場合
 - コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 郵便入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成22年9月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を契約課（場合によっては閲覧コーナー）に持参してください。

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
平成22年9月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

- (1) 電子入札の入札参加申請期間
平成22年9月1日から9月6日までの午前9時から午後5時まで
- (2) 電子入札の参加確認通知日
平成22年9月7日までに入札参加申請者に通知します。
- (3) 入札書の提出期間
平成22年9月8日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (4) 電子入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札

- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ 内訳書の日付が開札日でない場合
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

- (6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

- (1) 発注番号32及び36の入札案件については、第10号市営住宅建替工事（B-1工区）の工事請負契約締結の議会議決が得られない場合は、入札及び開札を中止します。
- (2) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (3) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (4) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (5) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課

別表省略

(平成22年9月1日揭示済)

奈良市告示第438号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により次のとおり公告します。

平成22年9月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 舗装道補修工事（福智院町地内他・北部第171号線他）
- (2) 工事場所 奈良市福智院町地内他
- (3) 工事概要 工事延長 L=433.6m
道路幅員 W=4.5m
・舗装工 保水性舗装 A=1716㎡
・付帯工 区画線工一式
・側溝補修工 側溝補修工一式
- (4) 工事期間 契約の日から平成23年3月10日までとする。
- (5) 予定価格 21,448千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 17,881千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 次の条件をすべて満たしていること。
- ア 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - イ 本市における競争入札参加資格舗装一式工事の区分が1の入札参加資格者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - エ 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - オ 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある監理技術者が配置できること。
 - カ 平成22年8月31日をもって、入札参加停止期間の軽減となった者は、コンプライアンス遵守の誓約書を入札参加申請時に契約課へ提出すること。
- (2) 技術提案書の提出
- 入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。
- ア 施工計画について
 - イ 企業の施工能力等について
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
- 平成22年9月1日から11月4日まで（奈良市の休日を守る条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
- 奈良市総務部契約室契約課
- なお、設計図書等は、電子入札システムでダウンロードできます。
- 4 開札の場所
- 奈良市役所 入札室
- 平成22年11月5日（金） 午前9時30分
- 5 技術提案書の提出期限等
- (1) 提出期限 平成22年9月24日 午後4時まで
- (2) 提出場所 奈良市総務部契約室工事検査課
- (3) 提出部数 1部（ただし、施工計画に係る技術的所見については、2部）
- (4) 提出方法 持参により提出してください。郵便及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。技術提案書等の宛名は、「奈良市長」とする。技術提案書等は、封筒に入れ、封筒の表に「技術提案書在中」と明記し、併せて工事名・会社名または共同企業体名を記入する。封筒は、代表者の印または共同企業体代表者の印で封印すること。
- (5) 作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。
- 6 入札保証金に関する事項
- 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

- 7 電子入札に関する事項
- (1) 電子入札の入札参加申請期間
- 平成22年9月1日から9月6日まで（奈良市の休日を守る条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 電子入札の入札参加確認通知日
- 平成22年9月7日
- (3) 入札書の提出期間
- 平成22年10月18日から11月4日まで（奈良市の休日を守る条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (4) 電子入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 他人のICカードを使用した入札
 - ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
 - エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
 - オ 内訳書の日付が開札日でない場合
 - カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。
- 8 入札参加申請
- 入札参加を申請する者は平成22年9月1日から9月6日までの午前9時から午後5時までに、電子入札システムにおいて入札参加申請を行ってください。
- 9 入札参加資格の審査
- 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適合要件が判明した場合は、入札参加できません。
- 10 落札者の決定方法等
- (1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準
- 本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は次のとおりとします。
- ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を16点として評価するものとします。
 - イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目		加点基準
施工計画 (8点)	品質管理	品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。
	安全管理	現場状況等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。
企業の施工 能力	表彰実績	
		ISO9000シリーズ・ISO14000シリーズ認証取得

企業の施工能力等 (8点)	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験
	地域精通度	本店の所在地、アスファルトプラントの所有
	社会貢献・地域貢献	災害協定の締結

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行います。

エ 評価内容の担保

受注者の責により入札時の評価内容が履行されない場合は、その項目に応じ工事成績評定において減ずるものとします。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格であり、かつ、2の(3)の技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 落札者の決定通知

平成22年11月15日までに、入札参加者に通知します。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

(平成22年9月1日揭示済)

奈良市告示第439号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規(自動車10件)

物件番号	物件名(財産名称)	初年度登録	排気量(ℓ)	予定価格(円)	入札保証金(円)
車-1	日産「セドリック」普通 AT車	H10.6月	2.98	200,000	20,000
車-2	トヨタ「クラウン」普通 AT車	H8.6月	2.49	30,000	3,000
車-3	日野「デュトロ」特種 塵芥車 MT車 LPG車	H14.7月	4.10	600,000	60,000
車-4	日野「デュトロ」特種 塵芥車 MT車 LPG車	H14.7月	4.10	600,000	60,000
車-5	日野「デュトロ」特種 塵芥車 MT車 LPG車	H14.7月	4.10	600,000	60,000

定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年9月1日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成21年12月14日 奈良市指令都整開 第09A-34号

平成22年8月18日 奈良市指令都整開 第09A-34-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成22年9月1日 第1225号

公共施設 平成22年9月1日 第542号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市二名二丁目2482番1、2488番1の一部及び2490番2の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三条大路二丁目1番76号プレナコート1F

株式会社住地 代表取締役 梅原清孝

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路

奈良市二名二丁目2482番1の一部、2488番1の一部及び2490番2の一部

下水道

奈良市二名二丁目2482番1の一部、2488番1の一部及び2490番2の一部

(平成22年9月1日揭示済)

奈良市告示第440号

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成22年9月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する市有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細はヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム(Yahoo!オークション官公庁オークション)による。

車-6	日野「デュトロ」特種 塵芥車 MT車 LPG車	H14. 7月	4.10	600,000	60,000
車-7	日野「デュトロ」特種 塵芥車 MT車 LPG車	H14. 8月	4.10	600,000	60,000
車-8	日野「デュトロ」特種 塵芥車 MT車 LPG車	H14. 8月	4.10	600,000	60,000
車-9	いすゞ「エルフ」特種 塵芥車 MT車 LPG車	H14. 8月	4.57	400,000	40,000
車-10	ホンダ「CR-V」普通 AT車	H14. 3月	1.99	200,000	20,000

(物品7件)

物件番号	物件名(財産名称)	物件の概要	予定価格(円)	入札保証金(円)
物-1	電動車いす用 階段昇降機	(株)サンワ アビリティーズ チェアメート 7753-00	20,000	2,000
物-2	アップライトピアノ	ヤマハ U3H 3024761	70,000	7,000
物-3	タイムレコーダー	AMANO BX6000	5,000	500
物-4	ガス回転釜	服部工業(株) GHST-32	10,000	1,000
物-5	ガス回転釜	服部工業(株) GHST-32	10,000	1,000
物-6	ガス回転釜	服部工業(株) GHST-32	10,000	1,000
物-7	ガス回転釜	服部工業(株) GHST-32	10,000	1,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 入札の方式

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム(以下「ヤフー・オークション」という。)を利用した一般競争入札を行う。

(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)

なお、入札参加手続き等についてはヤフー・オークションの奈良市公有財産売却ページ(以下「ヤフー・オークション奈良市ページ」という。)において公開する。

(http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_nar_nara-city)

3 入札に必要な各種様式及び売却物件に関する資料の配布

入札に必要な各種様式は、奈良市ホームページから入手できる。

(<http://www.city.nara.nara.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1281005973156&SiteID=000000000>)

また、売却物件の概要及び写真等は、ヤフー・オークション奈良市ページにおいて公開する。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

(2) 奈良市が定める奈良市インターネット市有財産売却ガイドライン(以下「市ガイドライン」という。)及びヤフー株式会社が定めるヤフー・オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。

(3) 市有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していること。

(4) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。

(5) 日本語を完全に理解できること。

(6) あらかじめ入札参加申込みの手続きを完了していること。

5 入札参加申込み及び入札保証金の納付

以下の(1)及び(2)の手続きを完了しない者は入札に参加できない。

(1) 仮申込み

あらかじめ取得しているYahoo! JAPAN IDを使用してヤフー・オークション上で平成22年9月7日(火)午後1時から平成22年9月28日(火)午後2時までに手続きをすること。

(2) 本申込み

①方法 仮申込み手続きを完了した後、所定の申込書により奈良市会計課に一般競争入札への参加を申し込むこと。

②期間 平成22年9月7日(火)から平成22年9月28日(火)

(普通郵便で平成22年9月28日(火)の消印有効とする。)

(3) 入札保証金の納付

①入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は、予定価格(最低売却価格)の100分の10以上の金額を定める。

②入札保証金は、奈良市が指定した納付方法により納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要

する経費（振込手数料等）は入札に参加しようとする者の負担とする。

③入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後

(1) 下見会を行う日時及び場所

全額返還する。

6 下見会の開催

物件番号	下見会を行う日時	下見会を行う場所
(自動車) 車-1、車-2、車-10	平成22年9月11日(土) 午前10時から正午まで	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 駐車場
(自動車) 車-3～車-9	平成22年9月13日(月) 午前10時から正午まで	奈良市左京五丁目2番地 環境清美センター駐車場
(物品) 物-1	平成22年9月15日(水) 午後1時から午後2時まで	奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市土木管理センター内
(物品) 物-2	平成22年9月15日(水) 午前11時から正午まで	奈良市西木辻町159-24 旧母子センター内
(物品) 物-3	平成22年9月13日(月) 午後1時から午後2時まで	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 会計課内
(物品) 物-4～物-7	平成22年9月14日(火) 午後1時から午後2時まで	奈良市都祁友田町1798 奈良市都祁給食センター内

7 入札期間及び方法

(1) 入札期間 平成22年10月12日(火)午後1時から
平成22年10月19日(火)午後1時まで

(2) 入札方法

① 上記5の(1)から(3)のすべての手続きを完了した者は、Yahoo! JAPAN IDで入札(入札金額をヤフー・オークション上に入力)すること。

② 入札(入札金額の入力)は、1回のみとし、入札する者の都合による取消しや変更はできない。

③ 郵便等による入札書の提出は、認めない。

8 開札及び落札者の決定

(1) 平成22年10月19日(火)午後1時以降にヤフー・オークション上で開札を行う。

(2) 物件ごとに予定価格(最低売却価格)以上でかつ最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。

(3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

(4) 物件ごとに落札者のYahoo! JAPAN ID及び売却決定金額をヤフー・オークション上に公開する。

9 契約保証金の納付

落札者は、落札の決定後に契約保証金を納付する。契約保証金は、予定価格の100分の10以上の金額とし、落札者の納付した入札保証金を依頼書に基づき、全額契約保証金に充当する。

10 契約の締結

(1) 落札者は、平成22年10月26日(火)までに売買契約書により契約を締結しなければならない。

(2) 落札者が、奈良市の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、契約保証金は奈良市に帰属する。

11 売払代金の残金の納付

(1) 契約を締結した者は、平成22年11月1日(月)午後3時までに奈良市が指定する方法により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

(2) 納付期限までに納付が確認できない場合は、契約保証金は損害金として奈良市に帰属する。

(3) 売払代金の残金(納付していただく金額)とは、落札価額から契約保証金を差し引いた金額とする。

12 物件の引渡し

売払代金の納付を奈良市が確認した後、売払代金納付時の現状のまま売却物件を引き渡す。

なお、引渡しに関する一切の費用は落札者の負担とする。

13 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書(市ガイドライン)に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

14 その他

(1) 入札参加者は、ヤフー・オークション奈良市ページ及び市ガイドライン等を確認し、条項を遵守すること。

(2) 契約締結後に、奈良市の責に帰することができない事由により滅失及び毀損等が生じた場合、奈良市に対して契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。

(3) この公告、市ガイドライン等に記載する事項及び下見会にて確認した売却物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。また、奈良市は瑕疵(かし)担保責任を負わない。

(4) 契約締結後に、その契約に定める義務を履行しないときは、その損害に相当する金額を損害賠償として奈良市に支払わなければならない。

本公告に関する問い合わせ先
奈良市会計課
住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
電話 0742-34-5294
E-mail kaikei@city.nara.lg.jp
(平成22年9月2日揭示済)

奈良市告示第441号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年9月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年8月6日 奈良市指令都整開 第10A-15号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成22年9月2日 第1226号
公共施設 平成22年9月2日 第543号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中登美ヶ丘三丁目11番2、11番3及び4150番19
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市二名平野一丁目1676番地
北神徳明
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
管路敷
奈良市中登美ヶ丘三丁目11番3
(平成22年9月2日揭示済)

奈良市告示第442号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年9月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年9月2日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

- く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成22年9月2日揭示済)

奈良市告示第443号

奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成22年9月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市邑地町2786番地
奈良市立柳生診療所
奈良市横田町336番地の1
奈良市立田原診療所
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 診療に関すること。
(2) 健康診断及び健康相談に関すること。
(3) 予防接種等公衆保健衛生に関すること。
(4) 診療所の施設及び付属設備の維持管理に関すること。
(5) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
(1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市東紀寺町一丁目50番1号
奈良市市民生活部病院事業課
(2) 申請期間
平成22年9月1日から平成22年9月30日まで
(3) 提出書類
奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
ア 奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所指定管理者事業計画書
イ 奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所指定管理者収支予算書
ウ 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類

する書類の写し及び代表者の住民票の写し)
エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
キ 団体及びその代表者が平成21年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
ク 共同体にあっては、指定管理者の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他
両診療所は、一括して管理運営を行うこととします。その他の詳細は、奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先
奈良市市民生活部病院事業課
電話0742-26-7611
(平成22年9月2日揭示済)

奈良市告示第444号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条第1項に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成22年9月2日
奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成22年9月2日揭示済)

奈良市告示第445号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第80条第1項の規定に基づく差押解除通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成22年9月2日
奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押解除通知書

- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成22年9月2日揭示済)

奈良市告示第446号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成22年9月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
拡大する部分
奈良市秋篠町、尼辻町、歌姫町、大和田町、杏町、五条町、佐紀町、東九条町、中町、二条大路南一丁目、二条大路南二丁目、二条大路南三丁目、二条大路南四丁目、二条大路南五丁目、二条町一丁目、八条三丁目、白毫寺町、藤原町、古市町、法華寺町、山陵町、三碓町、南新町、山町、横井町及び鹿野園町の各一部

削除する部分

奈良市青垣台一丁目、赤膚町、秋篠町、秋篠早月町、油阪町、尼辻北町、尼辻中町、尼辻南町、石木町、今在家町、今辻子町、大宮町一丁目、大宮町二丁目、大宮町三丁目、大宮町四丁目、大宮町五丁目、大宮町六丁目、大宮町七丁目、大和田町、学園朝日元町二丁目、学園大和町二丁目、学園大和町三丁目、学園大和町四丁目、柏木町、杏町、川上町、北魚屋西町、北川端町、北袋町、北御門町、恋の窪一丁目、恋の窪三丁目、五条町、五条畑二丁目、西九条町、西九条町五丁目、西大寺国見町一丁目、西大寺栄町、西大寺新町二丁目、西大寺東町二丁目、佐紀町、三条大路一丁目、三条大路二丁目、三条大路三丁目、三条大路四丁目、三条大路五丁目、三条川西町、三条栄町、三条松町、四条大路五丁目、四条大路南町、七条町、七条二丁目、七条東町、芝辻町、芝辻町一丁目、芝辻町三丁目、芝辻町四丁目、菅原町、大安寺西一丁目、大安寺西二丁目、大安寺西三丁目、高天町、多門町、千代ヶ丘一丁目、富雄川西一丁目、富雄川西二丁目、富雄北一丁目、富雄北三丁目、富雄元町二丁目、富雄元町三丁目、富雄元町四丁目、鳥見町二丁目、鳥見町四丁目、中筋町、中町、中山町、中山町西一丁目、中山町西二丁目、中山町西三丁目、中山町西四丁目、西包永町、西千代ヶ丘一丁目、西ノ京町、西之阪町、西御門町、二条大路南一丁目、二条大路南二丁目、二条大路南三丁目、二条大路南四丁目、二条大路南五丁目、二条町一丁目、二条町二丁目、二条町三丁目、二名一丁目、二名二丁目、二名三丁目、二名四丁目、二名平野一丁目、二名

平野二丁目、登大路町、八条町、八条四丁目、八条五丁目、東向北町、東向中町、藤ノ木台一丁目、宝来町、宝来一丁目、宝来二丁目、宝来三丁目、宝来四丁目、宝来五丁目、法蓮町、法華寺町、山陵町、三碓町、三碓二丁目、三碓三丁目、三碓四丁目、三碓五丁目、三碓六丁目、三碓七丁目、三松一丁目、三松四丁目及び六条町の各一部

- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市建設部下水道室下水道建設課
- 4 縦覧期間
平成22年9月3日から平成22年9月17日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市建設部下水道室下水道建設課に平成22年9月17日までに必着するように提出してください。
(平成22年9月3日揭示済)

奈良市告示第447号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成22年9月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市大森町、大森西町、押熊町、恋の窪東町、菅原町、大安寺三丁目、大安寺四丁目、中町、中山町、中山町西一丁目、中山町西三丁目、中山町西四丁目、宝来一丁目、三松四丁目、六条二丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成22年9月3日から平成22年9月17日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成22年9月17日までに必着するように提出してください。
(平成22年9月3日揭示済)

奈良市告示第448号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年9月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年9月3日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成22年9月3日揭示済)

奈良市告示第449号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成22年9月3日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成22年9月3日揭示済)

奈良市告示第450号

奈良市針ヶ別所町、都祁馬場町及び針町の各一部の地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行って地籍簿及び地籍図を作成したので、同法第17条第1項の規定により公示する。

なお、当該地籍図及び地籍簿は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成22年9月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図及び地籍簿
- 2 地図は平成22年7月測量、簿冊は平成22年1月21日（一筆地調査が終了した日）現在の状況により調査し、作成したものである。
- 3 閲覧期間 平成22年9月7日から平成22年9月26日までの20日間
- 4 閲覧場所
奈良市都祁白石町1026番地の1 奈良市都祁行政センター業務課
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、直接または公示した市町村長を経由して、訂正の申出をすることができる。
- 6 誤り等訂正の申出は、書面によることになっているので、各自印章を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧は、期間中毎日午前8時30分から午後5時までの

間とする。

(平成22年9月6日揭示済)

奈良市告示第451号

奈良市針ヶ別所町の一部の地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行って地籍簿及び地籍図を作成したので、同法第17条第1項の規定により公示する。

なお、当該地籍図及び地籍簿は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成22年9月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図及び地籍簿
- 2 地図は平成22年3月測量、簿冊は平成21年11月19日(一筆地調査における現地調査が終了した日)現在の状況により調査し、作成したものである。
- 3 閲覧期間 平成22年9月7日から
平成22年9月26日までの20日間
- 4 閲覧場所
奈良市都祁白石町1026番地の1 奈良市都祁行政センター業務課
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、直接または公示した市町村長を経由して、訂正の申出をすることができる。
- 6 誤り等訂正の申出は、書面によることになっているので、各自印章を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧は、期間中毎日午前8時30分から午後5時までの間とする。

(平成22年9月6日揭示済)

奈良市告示第452号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成22年9月6日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成22年9月6日揭示済)

奈良市告示第453号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年9月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年4月5日 奈良市指令都整開 第09A-43号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成22年9月7日 第1227号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市邑地町2705番1、2706番1、2707番2及び2712番2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市邑地町2708番地

保田信量

(平成22年9月7日揭示済)

奈良市告示第454号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年9月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年9月6日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年9月7日揭示済)

奈良市告示第455号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年9月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年7月23日 奈良市指令都整開 第10A-10号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成22年9月8日 第1228号
(2) 公共施設 平成22年9月8日 第544号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市大安寺西三丁目235番1及び236番の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都市上京区出町今出川上る青龍町231 株式会社マルハン 代表取締役 韓裕
奈良県吉野郡吉野町上市60-2 株式会社榎谷 代表取締役 榎谷征佑
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 緑地
奈良市大安寺西三丁目236番の一部

(平成22年9月8日揭示済)

奈良市告示第456号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年9月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年9月9日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年9月9日揭示済)

奈良市告示第457号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成22年9月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成22年9月24日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成22年6月1日、同月4日、同月8日、同月10日、同月15日、同月17日、同月22日、同月24日、同月26日及び同月28日から同月29日まで

(平成22年9月9日揭示済)

奈良市告示第458号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		19,753,405 ^{千円}	106,504 ^{千円}	19,859,909 ^{千円}
	2 国庫補助金	1,114,534	1,400	1,115,934

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成22年9月9日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成22年9月9日揭示済)

奈良市告示第459号

平成22年奈良市議会9月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成22年9月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成22年度奈良市一般会計補正予算（第2号）
- 2 平成22年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3 平成22年度奈良市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 4 平成22年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 5 平成22年度奈良市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度奈良市一般会計補正予算（第2号）

平成22年度奈良市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ858,314千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,898,024千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

	4 国庫交付金	1,278,506	105,104	1,383,610
16 県支出金		4,966,472	183,904	5,150,376
	2 県補助金	1,220,888	183,904	1,404,792
18 寄附金		218,500	1,000	219,500
	1 寄附金	218,500	1,000	219,500
20 繰越金		43,283	500,706	543,989
	1 繰越金	43,283	500,706	543,989
21 諸収入		2,349,953	3,400	2,353,353
	4 雑入	686,931	3,400	690,331
22 市債		23,581,000	62,800	23,643,800
	1 市債	23,581,000	62,800	23,643,800
歳入合計		128,039,710	858,314	128,898,024

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		17,146,373 ^{千円}	139,675 ^{千円}	17,286,048 ^{千円}
	1 総務管理費	11,699,887	122,175	11,822,062
	2 企画費	3,255,567	13,000	3,268,567
	4 戸籍住民基本台帳費	432,200	4,500	436,700
3 民生費		46,281,846	562,150	46,843,996
	1 社会福祉費	18,063,812	85,903	18,149,715
	2 児童福祉費	16,838,136	140,705	16,978,841
	3 生活保護費	11,315,466	335,542	11,651,008
4 衛生費		14,298,041	12,306	14,310,347
	1 保健衛生費	1,113,063	1,700	1,114,763
	2 保健所費	5,676,464	4,906	5,681,370
	3 清掃費	5,995,231	5,700	6,000,931
6 農林水産業費		552,908	21,243	574,151
	1 農林費	552,908	21,243	574,151
8 観光費		975,229	13,400	988,629
	1 観光費	975,229	13,400	988,629
9 土木費		14,502,835	87,000	14,589,835
	1 土木管理費	1,689,578	15,000	1,704,578
	2 道路橋梁費	2,247,523	20,000	2,267,523
	5 住宅費	846,540	52,000	898,540

10 消 防 費		4,324,938	2,840	4,327,778
	1 消 防 費	4,324,938	2,840	4,327,778
11 教 育 費		10,672,989	19,700	10,692,689
	1 教育総務費	2,181,795	6,300	2,188,095
	2 小 学 校 費	2,075,902	1,000	2,076,902
	5 幼 稚 園 費	1,308,153	4,200	1,312,353
	6 社会教育費	1,863,869	8,200	1,872,069
歳 出 合 計		128,039,710	858,314	128,898,024

第2表 債務負担行為補正

1 追加分

事 項	期 間	限 度 額
戸籍電算化システム導入経費	平成22年度から 平成24年度まで	450,000 ^{千円}

第3表 地方債補正

1 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁舎等施設整備事業	840,000 ^{千円}	846,300 ^{千円}
福祉施設整備事業	1,001,300	1,044,100
公営住宅建設事業	203,200	216,900
計	23,581,000	23,643,800

平成22年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

平成22年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,000

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,714,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 県 支 出 金		1,340,899 ^{千円}	4,000 ^{千円}	1,344,899 ^{千円}
	2 県 補 助 金	1,100,681	4,000	1,104,681
歳 入 合 計		33,710,000	4,000	33,714,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		483,829 ^{千円}	4,000 ^{千円}	487,829 ^{千円}
	2 賦 課 徴 収 費	85,127	4,000	89,127
歳 出 合 計		33,710,000	4,000	33,714,000

平成22年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第1号)

平成22年度奈良市の老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,867

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支 払 基 金 交 付 金		千円 9,885	千円 9	千円 9,894
	1 支 払 基 金 交 付 金	9,885	9	9,894
5 繰 越 金		—	5,858	5,858
	1 繰 越 金	—	5,858	5,858
歳 入 合 計		18,000	5,867	23,867

(註)「第5款 諸収入」を「第6款 諸収入」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 支 出 金		千円 —	千円 5,867	千円 5,867
	1 償 還 金	—	5,867	5,867
歳 出 合 計		18,000	5,867	23,867

平成22年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第1号)

平成22年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ127,402

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰 越 金		千円 —	千円 127,402	千円 127,402
	1 繰 越 金	—	127,402	127,402
歳 入 合 計		20,668,000	127,402	20,795,402

(註)「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸 支 出 金		千円 7,034	千円 127,402	千円 134,436
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,034	127,402	134,436
歳 出 合 計		20,668,000	127,402	20,795,402

平成22年度奈良市簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)
平成22年度奈良市の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ522,000千円とする。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 市 債		千円 -	千円 12,000	千円 12,000
	1 市 債	-	12,000	12,000
歳入合計		510,000	12,000	522,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道費		千円 240,036	千円 12,000	千円 252,036
	2 簡易水道施設整備費	-	12,000	12,000
歳出合計		510,000	12,000	522,000

第2表 地方債

1 新規分

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	千円 12,000	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	12,000			

(平成22年9月10日揭示済)

奈良市告示第460号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年9月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年9月13日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年9月13日揭示済)

奈良市告示第461号

奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー整備費補助金交付要綱を次のように定める。

平成22年9月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 認知症高齢者グループホーム(介護保険法(平成

9年法律第123号)第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同法第8条の2第17号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所(以下「グループホーム」という。)におけるスプリンクラーを整備する事業に要する経費について、予算の範囲内において認知症高齢者グループホームスプリンクラー整備費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、社会福祉法人の助成申請手続きに関する条例(昭和47年奈良市条例第23号)及び奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)附則第2条第2項の規定により平成24年3月31日までの間なお従前の例によることとされた平成21年4月1日現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物であるグループホームを設置する事業者で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 介護保険法に定める指定地域密着型サービス事業者として指定を受けた事業者又は指定を受ける見込みがあること。
- (2) スプリンクラーの設置から8年以上、グループホーム事業を継続して行うこと。
- (3) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税(法人の市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税並びに事業所税とする。)を滞納していないこと。
- (4) グループホームの事業運営内容が老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び介護保険法並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)に適合すること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱(平成21年12月10日老発1210第3号厚生労働省老健局長通知)に規定するスプリンクラー整備事業で、グループホームへのスプリンクラーを整備するもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)等関係法令に適合した防火設備を整備する事業に限る。)とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、スプリンクラーの整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額

は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した実支出額とを比較して少ない方の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、延べ床面積1平方メートル当たり9,000円にグループホームの床面積を乗じて得た額を限度とする。

(補助金交付申請の添付書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳書(別記第1号様式)
- (2) 事業計画書(別記第2号様式)
- (3) 誓約書(別記第3号様式)
- (4) 市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)

(補助金交付の条件)

第7条 この要綱による補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業者は、補助対象事業に着手した日の属する年度の3月31日までに事業を完了すること。
- (2) 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (3) 事業者は、市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入が生じた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付すること。
- (4) 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (5) 事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管すること。
- (6) 事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額報告書(別記第4号様式)により速やかに市長に報告すること。この場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付すること。
- (7) 事業者は、補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。

(8) 事業者は、補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

(9) 事業者は、補助対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄附金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けないこと。

(完了実績報告の添付書類)

第8条 規則第14条第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 精算額算出内訳書（別記第5号様式）

別記

第1号様式（第6条関係）

(2) 事業実績報告書（別記第6号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年9月13日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

申請額算出内訳書

(円)

総事業費 A	算定基準による算定額 B	寄附金その他の収入額 C	対象経費の実支出予定額 D = A - C	補助金の額 E

(注) 1 A欄には、スプリンクラー整備費の額を記入すること。

2 B欄には、延べ床面積×9,000円で得た額を記入すること。(延べ床面積は、小数点第1位を四捨五入する。)

3 E欄には、A欄、B欄、D欄の金額を比較していずれか低い額を記入すること。

第2号様式(第6条関係)

事業計画書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

ア 名称:

イ 運営法人:

ウ 所在地:

エ 定員数: 定員 人(ユニット数:)

(2) スプリンクラー整備事業の目的及び効果

ア 目的:

イ 効果:

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地の所有関係(自己所有・借地)※いずれかを○で囲んでください。

イ 建物の所有関係(自己所有・借家)※いずれかを○で囲んでください。

ウ 建物の面積 延べ床面積 m²

(2) 財源内訳

ア 補助金 円

イ 補助事業者負担金 円

(内訳) 寄附金 円

借入金 円

ウ 合計 円

(3) 施工期間

ア 契約年月日 年 月 日

イ 着工年月日 年 月 日

ウ 竣工年月日 年 月 日

(4) その他添付書類

ア 入札結果及び契約締結報告書

イ 工事請負契約書(原本写)

ウ 配置図、平面図(部屋等ごとの面積が入ったもので、専有・共有部分を色分けにより明示したもの)、求積図

エ 設計図書等

オ 工事費等内訳書

カ 工事着工届(写)

キ 工事工程表(様式自由)

ク 誓約書(別紙)

ケ その他市長が必要と認める書類

第3号様式(第6条関係)

別紙

誓約書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

事業者 所在地
法人名
代表者名

㊟

は、奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー整備事業費補助金の交付申請に当たり、スプリンクラーの設置から8年以上継続して施設の運営及び管理を行うことを誓約します。

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

(あて先) 奈良市長

事業者 住 所
法人名
代表者名

㊟

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付の決定を受けた奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー整備事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 事業実績報告による精算額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額) 金 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

第5号様式(第8条関係)

精算額算出内訳書

(円)

総事業費 A	算定基準に よる算定額 B	寄附金その 他の収入額 C	対象経費の 実支出額 D = A - C

補助金の額 E	奈良市補助額 F = E	奈良市補助金 受入済額 G	差引過不足額 H = F - G

- (注) 1 A欄には、スプリンクラー整備費の額を記入すること。
2 B欄には、延べ床面積×9,000円で得た額を記入すること。(延べ床面積は、小数点第1位を四捨五入する。)
3 E欄には、A欄、B欄、D欄の金額を比較していずれか低い額を記入すること。

(平成22年9月13日揭示済)

奈良市告示第462号

奈良市景観修景助成事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成22年9月14日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市景観修景助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 なら・まほろば景観まちづくり条例(平成2年奈良市条例第12号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により指定された景観形成重点地区(以下「重点地区」という。)において奈良にふさわしい景観の形成を図ることを目的として、屋外広告物並びに建築物、工作物及び植栽(以下「屋外広告物等」という。)の修景整備に要する経費について、予算の範囲内で奈良市景観修景助成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、屋外広告物等の所有者(当該屋外広告物等が共有物である場合には、共有者全員の合意に基づく代表者に限る。)又は権原に基づく占有者(次条に規定する補助対象事業について屋外広告物等の所有者の同意を得た者に限る。)とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、対象者が周辺の景観に配慮するために行う屋外広告物の撤去工事及び撤去後の修景工事、条例第17条第2項の規定により定められた景観計画デザインガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を満たす建築物、工作物の改修工事並びに植栽による修景工事のうち、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 屋外広告物等が存する敷地が重点地区内にあって、次に掲げる重点地区の区分に応じ、当該各号に掲げるものであること。

ア 沿道景観形成重点地区 当該重点地区の道路(建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路をいう。イにおいて同じ。)から望見できるもの

イ 沿道景観形成重点地区以外の重点地区 当該重点地区及び当該地区から10メートル以内の区域の道路から望見できるもの。ただし、奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費助成金交付要綱(平成6年奈良市告示第100号)第4条に規定する補助対象事業に係るものを除く。

(2) 屋外広告物等が町並みを構成する上で重要なものであること。

(3) 屋外広告物等又は補助対象事業が建築基準法その他の法令及び奈良市屋外広告物条例(平成13年奈良市条例第52号)に抵触しないものであること。

(4) 補助対象事業が本市の修景モデルとなるもので、その成果が広く市民に還元され、波及効果が見込めるものであること。

(5) 当該年度内に事業をしゅん工できるもの。

(6) その他第7条第1項に規定する選考委員会において必要と認められた行為であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、対象者が屋外広告物等について補助対象事業に要した経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額を限度とし、ガイドラインの達成度を考慮して、市長が定める額とする。

2 前項の補助金の最高限度額は、1事業につき、建築物にかかる事業については200万円、それ以外の事業については50万円とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、別に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 屋外広告物等の付近見取図及び写真

(2) 工事費見積書

(3) 屋外広告物等の所有者本人又は権原に基づく占有者本人であることが確認できる書類

(4) 共有者の代表者であることを確認できる書類(屋外広告物等が共有である場合に限り。)

(5) 補助対象事業についての所有者の同意書(屋外広告物等の権原に基づく占有者が補助対象事業を行う場合に限り。)

(6) その他市長が必要と認める書類

(選考委員)

第7条 市長は、前条の補助金の交付申請があったものについては、選考委員会においてその内容を審査し、補助金を交付する対象者及び補助対象事業を決定するものとする。

2 前項の選考委員会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 奈良市都市整備部長

(2) 奈良市都市整備部まちづくり指導室長

(3) 奈良市都市整備部まちづくり指導室景観課長

(4) 奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課長

(補助金の実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要した経費の領収書の写し
- (2) 補助対象事業に着手前及び着手後の屋外広告物等の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の返還)

第9条 補助事業者は、屋外広告物等を補助金の交付目的に反して変更を行う場合は、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。ただし、補助金の交付後5年を経過したときは、この限りでない。
(補助対象事業の公表)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了後、屋外広告物等の修景整備の促進のために、市が市ホームページ、パンフレット等を利用して当該補助対象事業の概要について公表することに同意するものとする。
(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年9月14日から施行する。
(平成22年9月14日揭示済)

奈良市告示第463号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成22年9月15日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

都市水環境整備下水道築造工事(公2)佐保台二丁目地内ほか35件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

- (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。
- (7) 平成22年8月31日をもって、入札参加停止期間の軽

減となった者は、コンプライアンス遵守の誓約書を入札参加時に提出すること。(未提出者のみ)

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
(電子入札参加に必要な資格)

- (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がBに格付されていること。
- (3) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がA又はBに格付されていること。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日 を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成22年9月21日までは閲覧コーナー、同月22日以降は契約課窓口

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部契約室契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない場合

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 郵便入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成22年9月21日まで(奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日

を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を契約課(場合によっては閲覧コーナー)に持参してください。

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年9月22日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成22年9月15日から9月21日までの午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

平成22年9月22日までに入札参加申請者に通知します。

(3) 入札書の提出期間

平成22年9月24日から開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ 内訳書の日付が開札日でない場合
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (4) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課

別表省略

(平成22年9月15日揭示済)

奈良市告示第464号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により次のとおり公告します。

平成22年9月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事(その1)
- (2) 工事場所 奈良市西大寺南町地内他
- (3) 工事概要 工事延長 L=350.0m 区画道路整備工 L=280m 都市計画道路整備工 L=70.0m
照明工一式 排水構造物工一式 ボックスカルバート設置工一式 下水道管布設工一式 上水道管設置工一式 舗装工一式 石積工一式 雑工一式 撤去工一式
- (4) 工事期間 契約の日から平成23年3月25日までとする。
- (5) 予定価格 139,817千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格及び最低制限価格の設定はありません。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社又は3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その構成員が次の各号に定める基準をすべて満たしているものであること。

- (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
- (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
 - ア 代表者(監理技術者を1名以上専任で配置)
 - (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
 - イ 代表者以外の構成員(監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置)
 - (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6

- とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 技術提案書の提出
入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。
ア 施工計画について
イ 企業の施工能力等について
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
平成22年9月15日から平成22年11月16日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
奈良市総務部契約室契約課
なお、設計図書等は、貸出しをします。
- 4 開札の場所
奈良市役所 入札室
平成22年11月17日（水） 午前9時30分
- 5 技術提案書の提出期限等
- (1) 提出期限 平成22年10月18日（月） 午後4時まで
- (2) 提出場所 奈良市総務部契約室工事検査課
- (3) 提出部数 1部（ただし、施工計画に係る技術的所見については、2部）
- (4) 提出方法 封筒に密封の上、持参に限ります。
- (5) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 電子入札に関する事項
- (1) 電子入札の入札参加申請期間
平成22年9月15日から9月24日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 電子入札の入札参加確認通知日
平成22年9月30日
- (3) 入札書の提出期間
平成22年11月5日から11月16日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (4) 電子入札の無効
ア 入札に参加する資格のない者のした入札
イ 他人のICカードを使用した入札
ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札

- 書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ 内訳書の日付が開札日でない場合
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。
- 8 入札参加申請
- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
- ウ 委任状
- エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）
- オ 配置予定技術者が入札参加申請のあった日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）
- カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し（各構成員）
- (2) 入札参加申請方法
平成22年9月15日から9月24日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。
- 9 入札参加資格の審査
- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
平成22年9月30日までに、共同企業体の代表者に通知します。
- 10 落札者の決定方法等
- (1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準
本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は次のとおりとします。
- ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を16点として評価するものとします。
- イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目		加点基準
施工計画 (8点)	安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。
	施工管理	施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な

		な根拠及び効果が見られる。
企業の施工能力等 (8点)	企業の施工能力	工事成績評定点
		表彰実績
		I S O 9000シリーズ・I S O 14000シリーズ認証取得
	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験
	地域精通度	本店の所在地、地域内工事の実績
社会貢献・地域貢献	災害協定の締結	

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行います。

エ 評価内容の担保

受注者の責により入札時の評価内容が履行されない場合は、その項目に応じ工事成績評定点において減ずるものとします。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であり、かつ、2の(7)の技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 落札者の決定通知

平成22年11月25日までに、共同企業体の代表者に通知します。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。

(5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

(平成22年9月15日揭示済)

奈良市告示第465号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により次のとおり公告します。

平成22年9月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 工事名 三条線（上三条工区・三条工区）街路改良工事及び都市水環境整備下水道築造工事（単13）

(2) 工事場所 奈良市油阪地方町～上三条町地内

(3) 工事概要 工事延長 L=280.0m 計画幅員 W=16.0m

舗装工一式 道路植栽工一式 道路付属構造物工一式 構造物撤去工一式 電線共同溝工一式 既設合流管移設工一式 汚水管布設工一式

(4) 工事期間 契約の日から平成23年3月25日までとする。

(5) 予定価格 137,552千円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限基準価格及び最低制限価格の設定はありません。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社又は3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その構成員が次の各号に定める基準をすべて満たしているものであること。

(1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。

(3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。

ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）

(ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

イ 代表者以外の構成員（監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置）

(ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6

とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(7) 技術提案書の提出

入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。

ア 施工計画について

イ 企業の施工能力等について

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成22年9月15日から平成22年11月17日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課

なお、設計図書等は、貸出し又は電子入札システムでダウンロードできます。

4 開札の場所

奈良市役所 入札室

平成22年11月18日（木） 午前9時30分

5 技術提案書の提出期限等

(1) 提出期限 平成22年10月18日 午後4時まで

(2) 提出場所 奈良市総務部契約室工事検査課

(3) 提出部数 1部（ただし、施工計画に係る技術的所見については、2部）

(4) 提出方法 持参により提出してください。郵便及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。技術提案書等の宛名は、「奈良市長」とする。

技術提案書等は、封筒に入れ、封筒の表に技術提案書在中と明記し、併せて工事名・会社名又は共同企業体名を記入する。封筒は、代表者の印又は共同企業体代表者の印で封印すること。

(5) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成22年9月15日から9月24日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の入札参加確認通知日

平成22年9月30日

(3) 入札書の提出期間

平成22年11月5日から11月17日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ 内訳書の日付が開札日でない場合

カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

8 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）

オ 配置予定技術者が入札参加申請のあった日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し（各構成員）

(2) 入札参加申請方法

平成22年9月15日から9月24日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

9 入札参加資格の審査

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年9月30日までに、共同企業体の代表者に通知します。

10 落札者の決定方法等

(1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準

本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は次のとおりとします。

ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を20点として評価するものとします。

イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目	加点基準
------	------

施工計画 (12点)	安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。
	施工管理(1)	施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。
	施工管理(2)	施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。
企業の施工能力等 (8点)	企業の施工能力	表彰実績、ISO9000シリーズ・ISO14000シリーズ認証取得
	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験
	地域精通度	本店の所在地、地域内工事の実績
	社会貢献・地域貢献	災害協定の締結

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行います。

エ 評価内容の担保

受注者の責により入札時の評価内容が履行されない場合は、その項目に応じ工事成績評定点において減ずるものとします。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であり、かつ、2の(7)の技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 落札者の決定通知

平成22年11月25日までに、共同企業体の代表者に通知します。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契

約となります。

(5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

(平成22年9月15日揭示済)

奈良市告示第466号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により次のとおり公告します。

平成22年9月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 工事名 鴻ノ池運動公園整備工事

(2) 工事場所 奈良市奈良阪町地内

(3) 工事概要 敷地造成工一式 法面工一式 石積擁壁工一式 施設撤去工一式 雨水排水設備工一式 汚水排水設備工一式 電気設備工一式 園路広場整備工一式 防護柵工一式 グラウンド・コート整備工一式

(4) 工事期間 契約の日から平成23年3月28日までとする。

(5) 予定価格 119,857千円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限基準価格及び最低制限価格の設定はありません。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社又は3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その構成員が次の各号に定める基準をすべて満たしているものであること。

(1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。

(3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。

ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

イ 代表者以外の構成員（監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置）

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」

及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(7) 技術提案書の提出

入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。

ア 施工計画について

イ 企業の施工能力等について

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成22年9月15日から平成22年9月18日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課

なお、設計図書等は、貸出し又は電子入札システムでダウンロードできます。

4 開札の場所

奈良市役所 入札室

平成22年11月19日（金） 午前9時30分

5 技術提案書の提出期限等

(1) 提出期限 平成22年10月18日 午後4時まで

(2) 提出場所 奈良市総務部契約室工事検査課

(3) 提出部数 1部（ただし、施工計画に係る技術的所見については、2部）

(4) 提出方法 持参により提出してください。郵便及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。技術提案書等の宛名は、「奈良市長」とする。

技術提案書等は、封筒に入れ、封筒の表に技術提案書在中と明記し、併せて工事名・会社名又は共同企業体名を記入する。封筒は、代表者の印又は共同企業体代表者の印で封印すること。

(5) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成22年9月15日から9月24日まで（奈良市の休日

を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の入札参加確認通知日

平成22年9月30日

(3) 入札書の提出期間

平成22年11月5日から11月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ 内訳書の日付が開札日でない場合

カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

8 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）

オ 配置予定技術者が入札参加申請のあった日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員）

(2) 入札参加申請方法

平成22年9月15日から9月24日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

9 入札参加資格の審査

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年9月30日までに、共同企業体の代表者に通知します。

10 落札者の決定方法等

(1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準

本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は次のとおりとします。

ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を16点として評価するも

のとします。

イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目		加点基準
施工計画 (8点)	品質管理	材料や構造物の品質確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な効果が見られること。
	安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理上の課題への対応が適切であり、工夫かつその具体的な効果が見られること。
企業の施工能力等 (8点)	企業の施工能力	表彰実績、ISO9000シリーズ・ISO14000シリーズ認証取得
	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験
	地域精通度	本店の所在地、地域内工事の実績
	社会貢献・地域貢献	災害協定の締結

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行います。

エ 評価内容の担保

受注者の責により入札時の評価内容が履行されない場合は、その項目に応じ工事成績評定点において減ずるものとします。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であり、かつ、2の(7)の技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 落札者の決定通知

平成22年11月25日までに、共同企業体の代表者に通知します。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例(昭和39年奈良市条例第29号)第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。

(5) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743

(平成22年9月15日揭示済)

奈良市告示第467号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年9月15日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成22年7月26日 奈良市指令都整開 第10A-13号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成22年9月15日 第1229号
公共施設 平成22年9月15日 第545号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市敷島町一丁目1073番1及び1074番
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市秋篠町764番地
胎中秩子
- 公共施設の種類、位置及び区域
道路
奈良市敷島町一丁目1074番の一部
(平成22年9月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第34号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成22年9月1日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

- 入札に付する事項
管工事、市内法華寺町地内ほか5件(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(1) 平成22年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の

- 許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 場所
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 4 入札の場所
水道局 4階 大会議室（北側）
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
 - (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留
 - (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
 - (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
 - (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書
- 8 入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成22年9月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。
- 9 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
 - (2) 入札参加者の決定通知
平成22年9月7日までに入札参加申請者に通知します。
 - 10 その他
 - (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
 - (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 - (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223
- 別表省略 (平成22年9月1日揭示済)

奈良市水道局告示第35号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年9月7日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 水道メン テナンス	代表取締役 岡 正三	兵庫県姫路市北原288 番地1	平成22年 9月2日

(平成22年9月7日揭示済)

奈良市水道局告示第36号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年9月15日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

- 1 入札に付する事項
送・配水管工事、市内西包永町～法蓮町地内ほか2件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成22年度において水道局が発注する建設工事の請

- 負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含む市の日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 4 入札の場所
水道局 4階 大会議室(北側)
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書
- 8 入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成22年9月21日まで(奈良市の休日を含む市の日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書

を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年9月22日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200(内線)223

別表省略

(平成22年9月15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第15号

平成22年9月定例会教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成22年9月15日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

1 日時

平成22年9月21日(火)

午前10時から

2 場所

奈良市役所北棟5階 第21会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成22年度9月補正予算内示について

(2) 平成22年度全国学力・学習状況調査の調査結果について

(3) 個人情報部分訂正決定処分に対する審査請求の答申について

議事

議案第32号 奈良市学校規模適正化検討委員会委員の委嘱又は任命について

議案第33号 平成22年度奈良市立学校評議員の委嘱並びに解職について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 8月～9月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで

で、定員5名になり次第締め切ります。
(平成22年9月15日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第47号

平成22年9月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成22年9月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

50分の1の数 6,025人
6分の1の数 50,206人
3分の1の数 100,411人

(平成22年9月2日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第20号

奈良市農業委員会平成22年9月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成22年9月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 萩原 征二

- 1 日時
平成22年9月14日（火） 午前9時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (4) 水田利用転換届出について
 - (5) 知事許可について（8月許可分）
 - (6) 非農地証明について（8月分）

(平成22年9月7日揭示済)